

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案」に関する意見募集（パブリックコメント）に寄せられた御意見について

（令和4年2月21日から令和4年3月17日まで実施）

○意見数 2件

○主な意見

- ・「妊娠中及び出産後の女性労働者」と書いてあるが、「女性」と書くのは時代遅れだ。
- ・延長前期間の終期直前に通知するのではなく、事業主が期間内において適切に措置を講じるため、余裕をもって通知を行ってほしい。